

**米国 NASDAQ オープン A コース**  
**米国 NASDAQ オープン B コース**  
**米国 NASDAQ オープンマザーファンド**  
**投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「米国 NASDAQ オープン A コース」および「米国 NASDAQ オープン B コース」（以下「各ファンド」といいます。）および「米国 NASDAQ オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、下記の通り投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更（以下「約款変更」といいます。）することを、受益者の皆様に対して、ご提案いたします。

各ファンドおよびマザーファンドの約款の変更（以下「本約款変更」といいます。）は、商品としての同一性を失わせることとなる変更にあたり、重大な約款変更該当するため、投資信託及び投資法人に関する法律\*（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、各ファンドそれぞれにおいて、異議申立の手续が必要となります。

なお、各ファンドの約款変更の異議申立の手續きは互いに独立しておりますが、異議申立の手續きの結果、一方のファンドの約款変更が成立しなかった場合は、各ファンドおよびマザーファンドは約款変更を行いません。

このお知らせは、投信法<sup>a)</sup>の規定に基づき、本約款変更にご異議を申し立てることのできる受益者の皆様にお送りしております。当書面をお読みいただき、本約款変更につきご異議のある受益者の皆様におかれましては、本約款変更に対する異議および必要事項を、「2.（3）異議申立の手續きについて」の記載内容にしたがい郵便はがき等の書面にご記入のうえ、ご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、約款変更にご同意いただける受益者の皆様は、特別な手續きは必要ありません。

\*各ファンドおよびマザーファンドは信託法の施行日（平成19年9月30日）前に信託されたものであり、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「信託法整備法」といいます。）第2条の規定により、平成19年9月30日以降についても信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法に基づく重大な約款変更の手續きが適用されます。

a) 投信法第30条

謹白

## <記>

### 1. 約款変更の内容および提案の理由

各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の NASDAQ 上場株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行なって参りました。

各ファンドおよびマザーファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める信用リスク集中回避のための規制への対応のため、2018年2月に、同一発行体の株式の保有割合の上限が10%である分散型ファンドとする約款変更を行ないました。分散型ファンドを選択した時点においては、各ファンドおよびマザーファンドが投資対象とする米国の NASDAQ 市場において、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える銘柄は存在していませんでしたが、その後市場予想を上回るペースで一部の銘柄が上昇し、2020年2月末以降継続的に寄与度が10%を超える銘柄が存在してきたことから、一部銘柄においてオーバーウェイトポジションを取ることが難しい状況になりつつあります。こうした状況を踏まえ、収益機会の拡大を図るため、寄与度が10%を超えるもしくはを超える可能性が高い支配的な銘柄については35%まで投資可能である特化型ファンドへの変更と、同一銘柄の株式への投資割合の上限を支配的な銘柄への投資上限と同水準である35%に引き上げる変更を行なうご提案をいたします。

加えて、運用効率の向上やファンド管理の効率化を図るため、以下の変更をあわせてご提案いたします。

- ・新たに「ナスダック証券取引所」の休業日と同日を、追加設定・一部解約の申込不可日とします。申込不可日の設定により、投資対象市場の休業時にも組入比率を引き下げずに運用を継続することが可能になります。
- ・適用する信託法を旧法（信託法（大正11年法律第62号））から新法（信託法（平成18年法律第108号））に変更します。新法化により、約款の重大な変更手続き等における受益者の権利行使の手続きが合理化されます。

上記の約款変更は重大な約款変更にあたり、各ファンドの約款 b) の規定に基づき異議申立の手続きをとることといたしました。

b): 約款第58条

詳細は、後述の「約款変更案の新旧対照表」をご参照ください。

また、重大な約款変更が適用となる場合、各ファンドの投資リスクに以下の記載が追加されます。

#### <投資リスク：その他の留意点>

- ・ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

### 2. 異議申立の手続きの流れ

#### (1) 手続きおよび日程について

① 公告日（電子公告*）	2022年6月13日（月）
② 異議申立期間	2022年6月13日（月）～7月13日（水）まで
③ 約款変更予定日（適用開始予定日）	2022年8月26日（金）

\*各ファンドおよびマザーファンドの公告は電子公告の方法により、次のアドレス（弊社ホームページ上）に2022年6月13日（月）に掲載しております。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

本約款変更に対してご異議を申し立てることのできる受益者の方は、2022年6月13日（月）現在の各ファンドの受益者です。

該当する受益者の方は、本約款変更に対して書面をもってご異議のお申し立てができます。  
なお、約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

※2022年6月10日(金)以降のお申込みにより取得された受益権および2022年6月9日(木)以前のお申込みにより換金(解約)された受益権については、本約款変更にご異議を申し立てることはできません。

## (2) 異議申立の結果

(i) 各ファンドそれぞれの約款変更に対して、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合

各ファンドおよびマザーファンドの約款変更の届出を行ない、2022年8月26日(金)に約款変更いたします。

(ii) 各ファンドそれぞれ、または一方の約款変更に対して、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合

各ファンドおよびマザーファンドはいずれも、約款変更を行ないません。  
この場合、約款変更を行わない旨を、上記異議申立期間終了後に公告し、各ファンドの受益者の方に遅滞なく書面にてお知らせいたします。

## (3) 異議申立の手続きについて

本約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、**郵便はがき等の書面に**以下の内容をご記入の上、次の野村アセットマネジメント株式会社の窓口宛に、郵送にてお送りください。

**(2022年7月13日(水) 必着)**

(i) 宛先

〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

野村アセットマネジメント株式会社

「米国 NASDAQ オープン A コース/Bコース/マザーファンド」の約款変更に関する取扱い窓口

(ii) ご記入いただく内容

- |   |
|---|
| <p>①住所<br/>②氏名(署名、捺印)(法人の受益者は、法人名と代表者名(署名、捺印)のご記入をお願いします。)<br/>③電話番号(日中連絡先)<br/>④ファンド名(「Aコース」または「Bコース」を明記ください。)<br/>⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号*<br/>⑥約款変更を行なうことについて反対する旨</p> |
|---|

\*各ファンドに関し、複数口座をお持ちの場合には、異議申立をなさるすべての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

(注1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立を受け付けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注2) 手続きに際して、弊社は取得した受益者の個人情報を取扱販売会社と共有する場合がございますようお願い申し上げます。なお、取得した受益者の個人情報は、当書面に記載された手続き以外の目的には利用いたしません。

## (4) 異議申立をされた受益者の買取請求手続きについて

本約款変更が決定した場合には、異議申立をされた受益者の方は、以下の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、受益権の買取りを請求することができます。(約款変更が決定した場合には、異議申立をされた受益者の方に、買取請求につきましてあらためてご案内させていただきます。)

この買取請求は、本約款変更に対し異議申立をされた受益者の方が、投信法の規定<sup>o)</sup>に基づいて受託会社に対して行なうものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

o) 投信法第30条の2

本約款変更に対して異議申立をなされた場合でも、受益者の方は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。

異議申立期間中・買取請求期間中ともに、取扱販売会社においては、通常通り、換金（解約）のお申込みをお受けいたします。ただし、買取請求を行なった受益権については、換金（解約）のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

- ① 買取請求期間は、2022年7月29日（金）から2022年8月17日（水）まで（受託会社受取分）
- ② 弊社より異議申立をされた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ （買取請求を行なう場合）取扱販売会社へ買取請求必要書類を請求
- ④ 取扱販売会社に買取請求必要書類を提出
- ⑤ 受託会社において買取請求必要書類の受取および信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座等への買取代金（買取計算書の郵送料および振込手数料\*差引後）のお支払い

\*買取計算書の郵送料および振込手数料は買取請求を行なった受益者のご負担となります。

(注) 買取請求手続きにあたっては、受託会社宛にマイナンバーおよび本人確認書類をご提出いただく必要があり、その際の郵送料（簡易書留）は受益者のご負担となります。

- ・ 買取りの価額は、公正な価額となります。本件においては、原則として上記⑤の受託会社が買取請求必要書類を受取した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
- ・ 上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、通常の換金（解約）請求よりも日数を要します。

<各ファンドおよびマザーファンドの約款変更等に関するお問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社（電話受付時間：営業日の午前9時～午後5時）  
サポートダイヤル 0120-753104

以上

## 投資信託約款変更案の新旧対照表

### 1. 米国 NASDAQ オープン A コース/B コース

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針	運用の基本方針
<略>	<同左>
<b>1. 基本方針</b> <略>	<b>1. 基本方針</b> <同左>
<b>2. 運用方法</b> (1)～(2) <略> (3) 投資制限 ①～⑤ <略> ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の <b>35%</b> 以内とします。 ⑦～⑩ <略> ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として <b>35%</b> 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。	<b>2. 運用方法</b> (1)～(2) <同左> (3) 投資制限 ①～⑤ <同左> ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の <b>10%</b> 以内とします。 ⑦～⑩ <同左> ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する <u>株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャー</u> の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として <u>それぞれ 10%、合計で 20%</u> 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
<b>3. 収益分配方針</b> <略>	<b>3. 収益分配方針</b> <同左>
(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 <略>	(信託の種類、委託者および受託者) 第1条 <同左>
② この信託は、 <u>信託法（平成 18 年法律第 108 号）</u> （以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。	② この信託は、 <u>信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）</u> （以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③ 受託者は、 <u>信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）</u> と信託契約を締結し、これを委託することができます。	③ <u>第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。</u>
④ <u>前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。</u>	<新設>
(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略>	(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左>
②～⑤ <略>	②～⑤ <同左>
⑥ <u>第 1 項、第 2 項および第 5 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。</u>	<新設>
⑦～⑨ <略>	⑥～⑧ <同左>

<p><b>(利害関係人等との取引等)</b>  <u>第 20 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含まず。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 33 条において同じ。）</u>、第 33 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 25 条、第 29 条、第 31 条および第 40 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p> <p><u>② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。</u></p> <p><u>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 25 条、第 29 条、第 31 条および第 40 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</u></p> <p><u>④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。</u></p> <p><b>(同一銘柄の株式等への投資制限)</b>  第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の <u>35</u> を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p><b>(信託業務の委託等)</b>  第 33 条 <u>受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと</li> <li>2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること</li> <li>3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること</li> <li>4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が</li> </ol>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p><b>(同一銘柄の株式等への投資制限)</b>  第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の <u>10</u> を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p><b>(保管業務の委任)</b>  第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、<u>信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。</u></p>
---	--

<p>整備されていること</p> <p>② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。</p> <p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. 信託財産の保存に係る業務</p> <p>2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為</p> <p>第34条 (削除)</p> <p>(信託財産に関する報告等)</p> <p>第44条 &lt;略&gt;</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。</p> <p>④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第52条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。</p> <p>②～⑧ &lt;略&gt;</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第53条 &lt;略&gt;</p> <p>② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(有価証券の保管)</p> <p>第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</p> <p>(信託財産に関する報告)</p> <p>第44条 &lt;同左&gt;</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第52条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ &lt;同左&gt;</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第53条 &lt;同左&gt;</p> <p>② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>
--	---

<p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第55条 &lt;略&gt;</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第55条 &lt;同左&gt;</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p>(信託約款の変更)</p> <p>第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>
---	--



<p>これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。</p> <p><b>(反対受益者の受益権買取請求の不適用)</b>  第 58 条の 2 この信託は、受益者が第 52 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 53 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</p> <p><b>(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)</b>  第 58 条の 2 の 2 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。</p> <p>1. 他の受益者の氏名または名称および住所  2. 他の受益者が有する受益権の内容</p> <p>(付表)  1. &lt;略&gt;  2. 別に定めるいずれかの条件  約款第 12 条第 6 項および第 52 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。</p> <p>・申込日当日がナスダック証券取引所の休業日の場合</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><b>(反対者の買取請求権)</b>  第 58 条の 2 第 53 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 53 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 53 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(付表)  1. &lt;同左&gt;  &lt;新設&gt;</p>
--	--

2. 米国 NASDAQ オープンマザーファンド

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>運用の基本方針</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>1. 基本方針  &lt;略&gt;</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>&lt;同左&gt;</p> <p>1. 基本方針  &lt;同左&gt;</p>

<p><b>2. 運用方法</b>  (1)～(2) &lt;略&gt;  (3) 投資制限  ①～⑥ &lt;略&gt;  ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の <u>35%</u>以内とします。  ⑧～⑩ &lt;略&gt;  ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として <u>35%</u>以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者)  第1条 &lt;略&gt;  ② この信託は、<u>信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）</u>の適用を受けます。</p> <p>③ 受託者は、<u>信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）</u>と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、<u>受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。</u></p> <p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)  第3条の2 この信託にかかる受益証券（<u>第8条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第4条において同じ。</u>）の取得申込みの勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</u></p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)  第8条 &lt;略&gt;  ②～③ &lt;略&gt;  ④ 前各項の規定にかかわらず、<u>受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。</u>  ⑤ 前項の規定による申出は、<u>その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。</u>  ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、<u>遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。</u>  ⑦ 委託者は、<u>前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。</u>  ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6</p>	<p><b>2. 運用方法</b>  (1)～(2) &lt;同左&gt;  (3) 投資制限  ①～⑥ &lt;同左&gt;  ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の <u>10%</u>以内とします。  ⑧～⑩ &lt;同左&gt;  ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する<u>株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャー</u>の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として<u>それぞれ 10%、合計で 20%</u>以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者)  第1条 &lt;同左&gt;  ② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）</u>の適用を受けます。  ③ 第1項の受託者は、<u>信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)  第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</u></p> <p>(受益証券の発行および種類)  第8条 &lt;同左&gt;  ②～③ &lt;同左&gt;  &lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;</p>
--	--

<p>項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。</p> <p>⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。</p> <p><b>(利害関係人等との取引等)</b></p> <p>第10条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第15条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p> <p>② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第15条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。</p> <p><b>(同一銘柄の株式等への投資制限)</b></p> <p>第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の<u>35</u>を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p><b>(信託業務の委託等)</b></p> <p>第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。</p> <p>1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><b>(同一銘柄の株式等への投資制限)</b></p> <p>第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の<u>10</u>を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p><b>(保管業務の委任)</b></p> <p>第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。</p>
---	---

<p>2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること</p> <p>3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること</p> <p>4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること</p> <p>② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。</p> <p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</p> <p>1. 信託財産の保存に係る業務</p> <p>2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為</p> <p>第24条 <u>（削除）</u></p> <p><u>（信託財産に関する報告等）</u></p> <p>第33条 &lt;略&gt;</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。</p> <p>④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</p> <p><u>（信託契約の解約）</u></p> <p>第39条 &lt;略&gt;</p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>（有価証券の保管）</u></p> <p>第24条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</p> <p><u>（信託財産に関する報告）</u></p> <p>第33条 &lt;同左&gt;</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>（信託契約の解約）</u></p> <p>第39条 &lt;同左&gt;</p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>
---	---

<p>が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第43条 &lt;略&gt;</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>(信託約款の変更等)</p> <p>第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者</p>	<p>⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p>第43条 &lt;同左&gt;</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p>第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p>(信託約款の変更)</p> <p>第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p>
---	---

<p>が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書 面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受 益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ない ます。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対し てその効力を生じます。</p> <p>⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の 変更等について提案をした場合において、当該提案につ き、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的 記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併 合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にか かる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面 決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行 なうことはできません。</p> <p><b>(反対受益者の受益権買取請求の不適用)</b> 第46条の2 この信託は、受益者が第38条の規定による 一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契 約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受 益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払 われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する 重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び 投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者 による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。</p>	<p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1 項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたと きは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これ らの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交 付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付し たときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p><b>(反対者の買取請求権)</b> 第46条の2 第39条に規定する信託契約の解約または前 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39 条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対 して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する 受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求するこ とができます。この買取請求権の内容および買取請求の手 続に関する事項は、第39条第3項または前条第2項に規 定する公告または書面に付記します。</p>
--	--

以上

(ご参考)

## 異議申立の手続きで受益者の方をお願いしたいこと

当書面をお読みいただき、本約款変更について、  
賛成または反対をご判断いただきます。

受益者の方

約款変更について

賛成

または

反対

手続きは一切不要

異議申立の手続きが必要

郵便はがき等の書面に  
必要事項を記入し、郵送  
(2022年7月13日(水)必着)  
\*詳細は2.(3) 参照

※その後の流れについては、2.(2)、(4)をご覧ください。